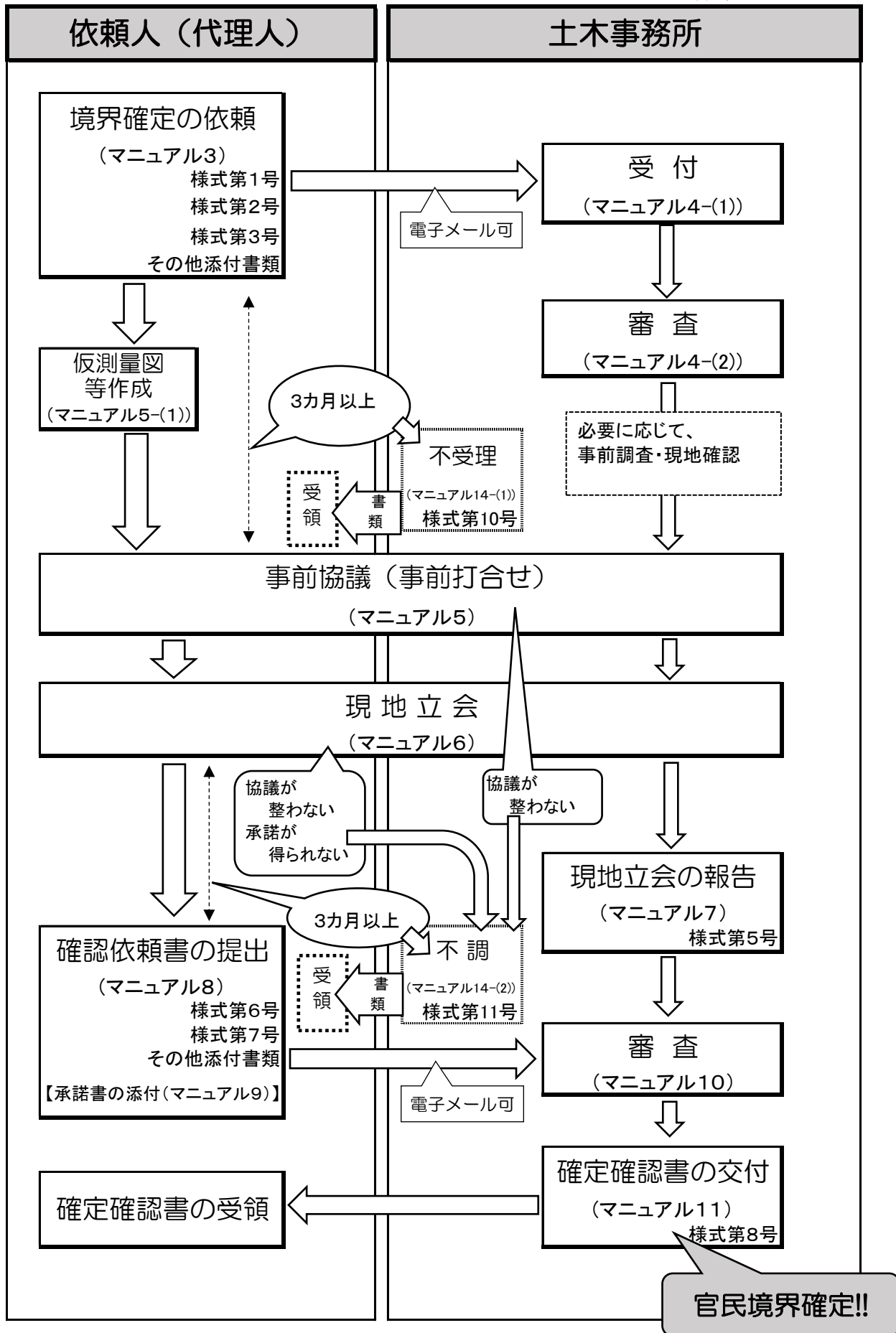


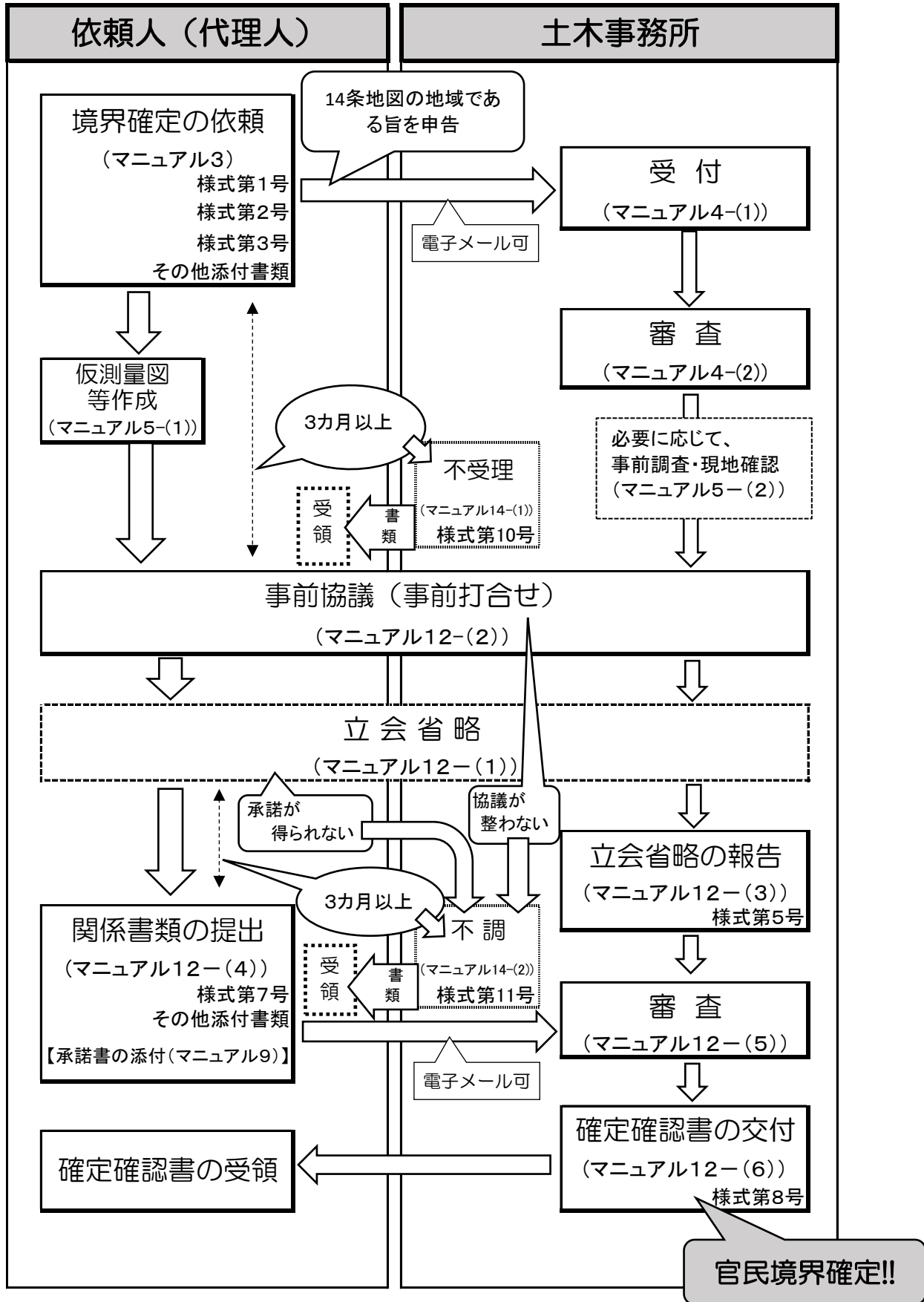
# 官民境界マニュアル クイックガイド①

【標準パターン】



# 官民境界マニュアル クイックガイド②

【立会省略(14条地図あり) パターン】



## 【ポイント】

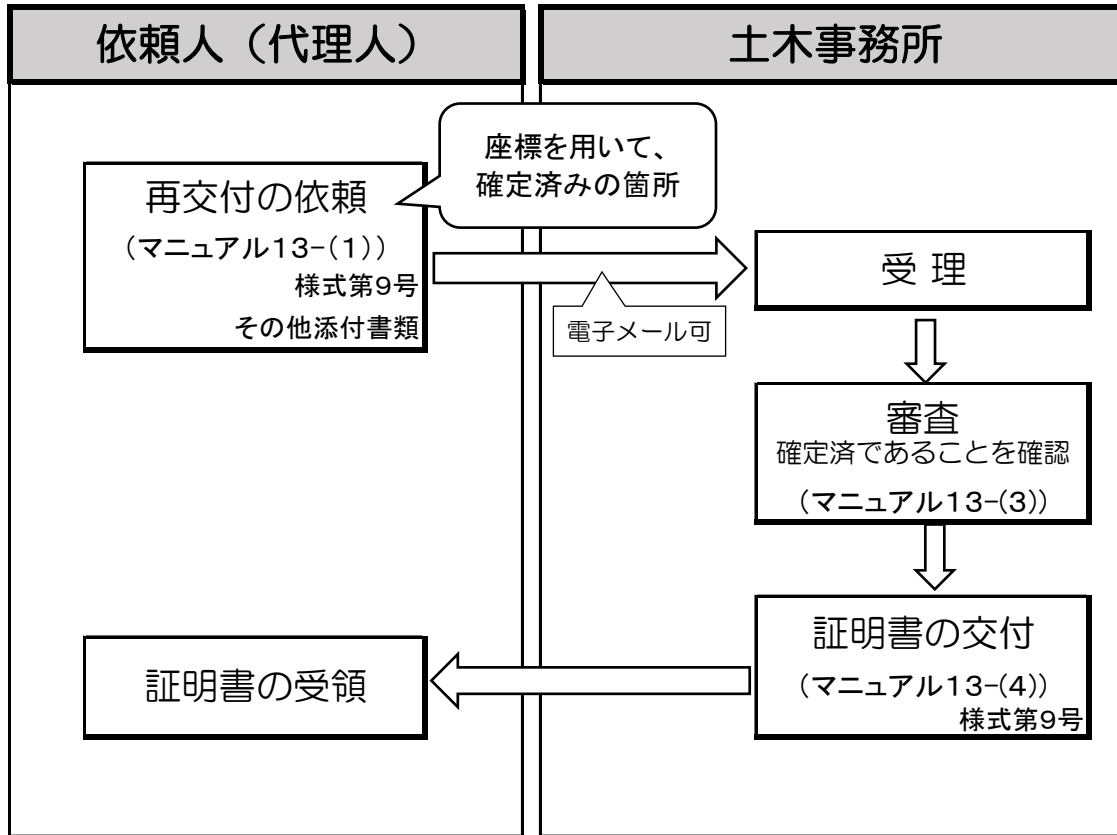
※14条地図の復元と現地の状況等が一致するかどうか、仮測量図等で確認してください。

※14条地図であっても、現地と整合しない復元性の低いものもあります。

※14条地図であれば、全て立会い省略できるというものではありません。

# 官民境界マニュアル クイックガイド③

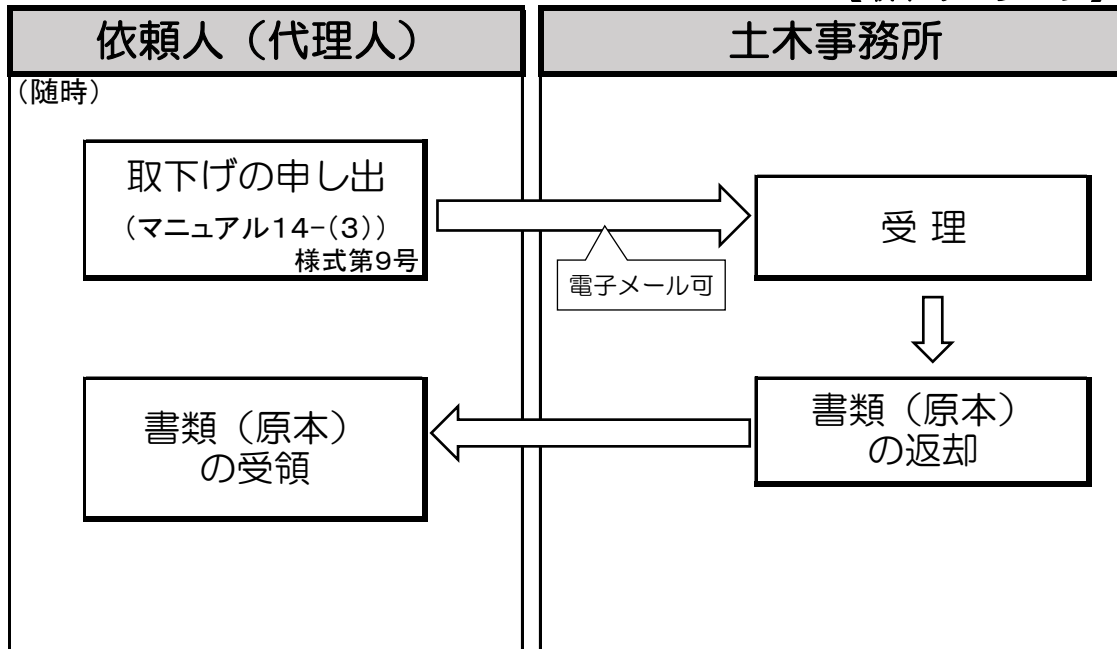
【証明願パターン】



## 【ポイント】

※過去に官民境界確定の依頼を受け、依頼者に対して確定確認書等を交付したもののについて、何らかの事情でその確定確認書等の再発行が必要になった場合などを想定しています。

【取下げパターン】



# 官民境界マニュアル クイックガイド④

【官民境界確定の目的・範囲】

## ◎岐阜県が管理する県土整備部及び都市建築部所管の財産

(マニュアル2-ア)

- 道路 (道路法適用)・・・県道、国道(指定区間外)
- 河川 (河川法適用)・・・一級河川(指定区間)
- 砂防施設 (砂防法適用)
- 地すべり防止施設 (地すべり防止法適用)
- 急傾斜地崩壊防止施設 (急傾斜地の崩落による災害の防止に関する法律適用)
- 公園 (都市公園法適用)
- 雪崩対策施設

## ◎県土整備部及び都市建築部において管理していたと推定される県名義の土地

(マニュアル2-イ)

## 公共用財産

### 【目的】

- 境界を確定し、書面をもって明らかにする。
- 「所有権」又は「公物管理権」の範囲を定める契約行為

(マニュアル1)

## 依頼場所

= 「公共用財産」に隣接する土地

### ★依頼者の範囲 (マニュアル3-(2))

#### ◎公共用財産に隣接する土地の所有者 (マニュアル3-(2)-ア)

- 法人 ⇒ 代表者 ※解散又は倒産した場合は精算人又は管財人
- 共有地 ⇒ 共有者全員 ※代表者1名でも可。
- 未相続土地 ⇒ 相続人全員 | ただし、承諾書(様式第7号)は全員必要
- 未成年・成年被後見人 ⇒ 法定代理人

#### ◎公共事業の施行主体の国、地方公共団体等の代表者

(マニュアル3-(2)-イ)

※承諾書(様式第7号)は関係土地所有者全員から徴すること。

#### ◎水路等を挟んだ向い側の土地の所有者 (マニュアル3-(2)-ウ)

※水路等管理者に対側地の境界確定を求められている場合に限る  
・水路等の管理者への依頼書の写しを添付

### ★代理人への委任 (マニュアル3-(3))

依頼者は委任状(様式第2号)により代理人へ委任できる

# 官民境界マニュアル クイックガイド⑤

【境界確定承諾書の添付】

## 境界確定承諾書

★依頼者は境界確定承諾書（様式第7号）を添付する （マニュアル9-（1））

- 共有地 ⇒ マニュアル9-（1）-ア A又はBによる方法（Bは隣接土地のみ）
- 未相続土地 ⇒ マニュアル9-（1）-イ A又はBによる方法（Bは隣接土地のみ）
- 未成年・成年被後見人 ⇒ マニュアル9-（1）-ウ

### 【依頼場所の隣接地に関する例外】（マニュアル9-（2））

- 国又は市町村の土地 ⇒ 国又は市町村が発行する境界確定確認書等の写し  
※後日の提出でも可 （マニュアル9-（2）-ア）
- 共有地・未相続土地 ⇒ ・一部の権利者の添付が困難 } 一部省略可  
・明らかな境界争いがない  
（マニュアル9-（2）-イ）
- 隣地が境界確定済 ⇒ ・同一座標系、同一座標値 } 省略可  
・地形、構造物等に大きな変更なし }  
（マニュアル9-（2）-ウ）

### 【承諾書の様式】（マニュアル9-（3））

- 必要事項が記載されていれば、任意の様式でも可 （マニュアル9-（3）-ア）
- 依頼者本人の承諾書以外については、写しに原本証明を行ったものでも可  
（マニュアル9-（3）-イ）

### 【境界確定承諾書の必要範囲】マニュアル9-（1）

※確定すべき官民境界に接する土地については承諾書が必須となります。

